

平成30年度 第2回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		平成30年8月17日(金) 金沢市役所 第1委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数4名)		委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授:欠席) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授)	
次第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 平成30年4月1日から平成30年7月31日までに係る本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (平成30年4月1日から平成30年6月30日) 3 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢城下町遺跡(安江町地区)発掘調査表土除去等工事 ・ 金沢市企業局庁舎空調設備改修工事(地下系統)
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城北水質管理センター2系エアレータ定期修繕工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新辰巳発電所取水口網場設置工事実施設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材木町ほか1町地内防火水槽設置工事に伴う実施設計業務委託
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告又は意見の具申		平成30年度第1四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

最低制限価格と同額の入札やくじ引き等で落札者が決定する案件が依然として多いが、最低制限価格の算定方法や積算情報等の公開が広く行われている中、高い積算能力を有する受注意欲の高い業者が公正な競争を行った結果であると考える。

最低制限価格の端数処理やくじ引きの実施については、制度自体に問題は無いと考えるが、公平性の観点から不断の見直しは必要であり、結果を検証しつつ、国、石川県、中核市等の入札制度の状況も参考にしながら引き続き検討してほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 入札参加資格停止の運用について、税務署に虚偽の確定申告をしたとして指名停止となっているケースがあるが、指名停止の措置は、起訴した段階・判決がおりた段階・重加算税が課された段階のいずれで行われるのか。 また、本件を指名停止の対象とした要件は何か。</p>	<p>・ 逮捕または起訴された時に指名停止の措置を行う。 本市の指名停止措置要領別表第2第16号に基づくもので、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認定したものである。</p>
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>金沢城下町遺跡（安江町地区）発掘調査土除去等工事</p> <p>○ 本工事ではくじ引きによる抽選の結果落札者が決定しているが、同額入札が増える傾向にある中、今後も抽選という手法を継続していくのか。</p> <p>金沢市企業局庁舎空調設備改修工事（地下系統）</p> <p>○ 競争性が働き、適正な入札結果になっていると思われる。</p> <p>城北水質管理センター2系エアレータ定期修繕工事</p> <p>○ 昨年も別系統の同工事について質問したが、機器設置時は入札で、その後の修繕等は部品に汎用性がないことから随意契約という例が多く見られる。機器設置時にできるだけ汎用性のある部品を用いた設置工事ができないか検討しているとのことであったが、この1年での進捗は。</p> <p>新辰巳発電所取水口網場設置工事実施設計業務委託</p> <p>○ 市外業者も参加可能としているにも関わらず、入札に参加したのが3社と少ないが、今後同様の案件について応札者の確保をどう考えるのか。</p> <p>材木町ほか1町地内防火水槽設置工事に伴う実施設計業務委託</p> <p>○ 6社が応札したうち、3社が最低制限価格未満で失格となっており、そのうち2社が最低制限価格の千円未満を切り捨てた金額となっている。委託業務では最低制限価格を円単位で算出していることに起因すると推察されるが、工事と同様に最低制限価格を千円未満切り捨てて算出するように見直す考えはないのか。</p>	<p>・ 同額抽選は積算情報等の公開が行われている中で一定の積算能力を有する業者の適正な競争の結果と考えており、抽選についても、公平性を確保しつつ、受注意欲のある事業者の落札機会につながる有効な手法と考えている。</p> <p>・ 本工事のように、下水道プラントにおける重要設備の多くはメーカー独自の技術により製作されており、専門性が高く互換性を持たない設備であり、汎用品がないのが現状である。一方で、契約の基本は入札であると考えているため、今後も業界の動向を注視しながら、常に入札の可能性について考え、対応していきたい。</p> <p>・ ダムにかかる加重の影響を検討する必要がある特殊な内容のため、ダム施設の設計実績を入札参加要件として設定したが、過去と同案件では営業所を市内に有する者を参加可能としたところ1社の応札しかなかったことから、今回は広く参加を求めべく入札参加要件から地域要件をはずしたが、結果として参加が3社であった。今後特殊な案件については、内容に応じて参加業者が確保できる要件設定を検討していきたい。</p> <p>・ もともとは工事についても円単位で算出していたが、底値に張り付く案件が多く、数円の差で失格者が出る状況が続き、業界からの要請もあったことから、県の取り扱いと同様に千円未満を切り捨てる運用に変更した経緯がある。委託業務については今後も入札結果を注視しながら、国や県の動向を踏まえつつ、必要となれば検討していきたい。</p>